

平成18年3月20日（月曜日）

議事日程第5号

平成18年3月20日（月曜日）午前10時開議

- 第1 議案第2号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第2 議案第3号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第3 議案第4号 大仙市太田国民健康保険歯科診療所長の給与の特例及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第4 議案第5号 大仙市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第5 議案第6号 大仙市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第6 議案第9号 大仙市分収林に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第7 議案第24号 大仙市人事行政運営等の状況の公表に関する条例の制定について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第8 議案第25号 大仙市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について (総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第9 議案第34号 大仙市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について (総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第10 議案第38号 財産の取得について (総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第11 議案第39号 大仙市と横手市との境界変更について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 1 2 議案第 8 号 大仙市協和農村地域多目的集会施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 議案第 1 0 号 大仙市公設小売市場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 4 議案第 1 1 号 大仙市神岡農山村多面的機能活用施設及び交流促進センター施設条例の一部を改正する条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 5 議案第 1 2 号 大仙市西仙北ぬく森温泉ユメリア条例の一部を改正する条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 6 議案第 1 3 号 大仙市協和温泉条例の一部を改正する条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 7 議案第 1 4 号 大仙市南外ふるさと館設置条例の一部を改正する条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 8 議案第 1 5 号 大仙市史跡の里交流プラザ「柵の湯」設置条例の一部を改正する条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 9 議案第 1 6 号 大仙市太田ふるさと館条例の一部を改正する条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 0 議案第 1 7 号 大仙市太田国民休養地奥羽山荘条例の一部を改正する条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 1 議案第 2 6 号 大仙市地域振興基金条例の制定について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 2 議案第 2 8 号 大仙市荒川鉦山跡地観光施設設置条例等の一部を改正する条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 3 議案第 3 5 号 大仙市総合計画基本構想について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 4 議案第 3 6 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 2 5 議案第 3 7 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 6 議案第 4 0 号 大仙市西仙北ふれあい広場等に係る指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 7 議案第 4 1 号 大仙市太田高齢者等活動・生活支援促進機械施設等に係る指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 8 議案第 4 2 号 大仙市太田農産物処理加工施設に係る指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 9 議案第 4 3 号 大仙市西仙北農村交流施設に係る指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 0 議案第 4 4 号 大仙市中仙地域農業総合管理施設に係る指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 1 議案第 4 5 号 大仙市協和農業体験学習館に係る指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 2 議案第 4 6 号 大仙市協和家畜排泄物処理施設に係る指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 3 議案第 4 7 号 大仙市公設小売市場に係る指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 4 議案第 4 8 号 大仙市西仙北地域産物加工販売施設に係る指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 5 議案第 4 9 号 大仙市神岡生産物直売・食材供給施設及び大仙市神岡交流促進センターに係る指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 6 議案第 5 0 号 高速自動車国道活用施設ぬく森プラザ及び西仙北ぬく森温泉ユメリアに係る指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 7 議案第 5 1 号 協和温泉（四季の湯）に係る指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 3 8 議案第 5 2 号 大仙市観光情報センターに係る指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 9 議案第 5 3 号 大仙市大綱交流サロンに係る指定管理者の指定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 0 議案第 7 9 号 平成 1 8 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 1 議案第 1 8 号 大仙市すこやか子育て手当支給条例の一部を改正する条例の制定
について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 2 議案第 1 9 号 大仙市老人憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 3 議案第 2 0 号 大仙市協和老人憩の家使用料徴収条例の一部を改正する条例の制
定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 4 議案第 2 3 号 大仙市市民会館等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 5 議案第 2 7 号 大仙市受胎調節実地指導員指定証交付等手数料徴収条例の制定に
ついて (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 6 議案第 2 9 号 大仙市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制
定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 7 議案第 3 0 号 大仙市犯罪被害者等基本条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 8 議案第 3 1 号 大仙市国民保護協議会条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 9 議案第 3 2 号 大仙市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定に
ついて (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 0 議案第 3 3 号 中仙町社会福祉条例及び仙北町福祉条例を廃止する条例の制定に
ついて (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 1 議案第 5 4 号 大曲一般廃棄物最終処分場に係る指定管理者の指定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 2 議案第 5 5 号 上淀川エコ対策コミュニティセンターに係る指定管理者の指定に
ついて (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 5 3 議案第 5 6 号 太田北部墓園等に係る指定管理者の指定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 4 議案第 5 7 号 大仙市峰吉川基幹集落センターに係る指定管理者の指定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 5 議案第 5 8 号 荒川福社会館に係る指定管理者の指定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 6 議案第 5 9 号 玉川荘に係る指定管理者の指定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 7 議案第 6 0 号 老人憩の家寿楽荘等に係る指定管理者の指定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 8 議案第 6 1 号 水沢老人憩の家に係る指定管理者の指定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 9 議案第 6 2 号 小種老人憩の家に係る指定管理者の指定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 0 議案第 6 3 号 中淀川老人憩の家に係る指定管理者の指定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 1 議案第 6 4 号 沢内高齢者健康増進ふれあい館に係る指定管理者の指定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 2 議案第 6 5 号 刈和野地区コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 3 議案第 6 6 号 大曲ファミリースキー場及び大曲ファミリーキャンプ場に係る指定管理者の指定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 4 議案第 6 7 号 高畑へき地保育所及び川目へき地保育所に係る指定管理者の指定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 5 議案第 7 3 号 平成 1 7 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 6 議案第 8 0 号 平成 1 8 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計への繰入について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 6 7 議案第 8 1 号 平成 1 8 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計への繰入について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 8 議案第 8 2 号 平成 1 8 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 9 議案第 8 3 号 平成 1 8 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 0 議案第 7 号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 1 議案第 2 1 号 大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 2 議案第 2 2 号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 3 議案第 6 8 号 ねむのき駐車場等に係る指定管理者の指定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 4 議案第 6 9 号 太田東部地区公園等に係る指定管理者の指定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 5 議案第 7 0 号 市道路線の認定、廃止及び変更について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 6 議案第 7 1 号 平成 1 7 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 7 議案第 7 2 号 平成 1 7 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 8 議案第 7 4 号 平成 1 8 年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 9 議案第 7 5 号 平成 1 8 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 0 議案第 7 6 号 平成 1 8 年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 8 1 議案第 7 7 号 平成 1 8 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 2 議案第 7 8 号 平成 1 8 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰入について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 3 議案第 8 5 号 平成 1 7 年度大仙市一般会計補正予算 (第 9 号)
(各委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 4 議案第 1 0 1 号 平成 1 7 年度大仙市大沢郷財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 5 議案第 1 0 2 号 平成 1 7 年度大仙市荒川財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 6 議案第 1 0 3 号 平成 1 7 年度大仙市峰吉川財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 7 議案第 1 0 4 号 平成 1 7 年度大仙市船岡財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 8 議案第 1 0 5 号 平成 1 7 年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 9 議案第 9 6 号 平成 1 7 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 0 議案第 8 6 号 平成 1 7 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 1 議案第 8 7 号 平成 1 7 年度大仙市老人保健特別会計補正予算 (第 3 号)
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 2 議案第 8 9 号 平成 1 7 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 3 議案第 9 0 号 平成 1 7 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号)
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 4 議案第 9 7 号 平成 1 7 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 95 議案第 98号 平成17年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 96 議案第 99号 平成17年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算（第2号）（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 97 議案第100号 平成17年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第2号）（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 98 議案第 88号 平成17年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 99 議案第 91号 平成17年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第100 議案第 92号 平成17年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第101 議案第 93号 平成17年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第102 議案第 94号 平成17年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第103 議案第 95号 平成17年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第104 議案第107号 平成18年度大仙市一般会計予算
（各委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第105 議案第110号 平成18年度大仙市土地取得特別会計予算
（総務委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第106 議案第124号 平成18年度大仙市内小友財産区特別会計予算
（総務委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第107 議案第125号 平成18年度大仙市大川西根財産区特別会計予算
（総務委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第108 議案第126号 平成18年度大仙市大沢郷財産区特別会計予算
（総務委員長報告・質疑・討論・表決）

- 第109 議案第127号 平成18年度大仙市荒川財産区特別会計予算
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第110 議案第128号 平成18年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第111 議案第129号 平成18年度大仙市船岡財産区特別会計予算
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第112 議案第130号 平成18年度大仙市淀川財産区特別会計予算
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第113 議案第119号 平成18年度大仙市農業集落排水事業特別会計予算
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第114 議案第108号 平成18年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第115 議案第109号 平成18年度大仙市老人保健特別会計予算
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第116 議案第112号 平成18年度大仙市学校給食事業特別会計予算
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第117 議案第113号 平成18年度大仙市奨学資金特別会計予算
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第118 議案第120号 平成18年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別
会計予算 (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第119 議案第121号 平成18年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別
会計予算 (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第120 議案第122号 平成18年度大仙市老人デイサービス事業特別会計予算
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第121 議案第123号 平成18年度大仙市スキー場事業特別会計予算
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第122 議案第131号 平成18年度市立大曲病院事業会計予算
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第123 議案第111号 平成18年度大仙市土地区画整理事業特別会計予算
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 1 2 4 議案第 1 1 4 号 平成 1 8 年度大仙市宅地造成事業特別会計予算
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 2 5 議案第 1 1 5 号 平成 1 8 年度大仙市簡易水道事業特別会計予算
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 2 6 議案第 1 1 6 号 平成 1 8 年度大仙市公共下水道事業特別会計予算
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 2 7 議案第 1 1 7 号 平成 1 8 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計予
算 (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 2 8 議案第 1 1 8 号 平成 1 8 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計予算
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 2 9 議案第 1 3 2 号 平成 1 8 年度大仙市上水道事業会計予算
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 0 請願第 2 号 「刈和野・大綱引き伝承館(仮称)」の建設に関するること
について (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 1 陳情第 8 号 庶民大増税の中止を求めることについて
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 2 陳情第 1 5 号 法務局の増員に関することについて
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 3 陳情第 1 7 号 地方交付税、地方財政の確保に関することについて
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 4 陳情第 1 9 号 公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求めること
について (総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 5 陳情第 2 0 号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求め
ることについて (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 6 陳情第 9 号 介護保険の改善を求めることについて
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 7 陳情第 1 0 号 社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求め
ることについて (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 8 陳情第 1 8 号 道路改良並びに舗装に関することについて
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 1 3 9 意見書案第 1 1 号 地方交付税、地方財政の確保を求める意見書
(質疑・討論・表決)
- 第 1 4 0 意見書案第 1 2 号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める
意見書 (質疑・討論・表決)
- 第 1 4 1 意見書案第 1 3 号 道路特定財源制度の堅持を求める意見書
(質疑・討論・表決)
- 第 1 4 2 意見書案第 1 4 号 さらに総合的な少子化対策を求める意見書
(質疑・討論・表決)
- 第 1 4 3 意見書案第 1 5 号 「事業仕分け」による行政の効率化を求める意見書
(質疑・討論・表決)
- 第 1 4 4 議案第 1 3 3 号 大仙市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 4 5 議案第 1 3 4 号 大仙市長及び助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 4 6 議案第 1 3 5 号 大仙市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 4 7 議案第 1 3 6 号 大仙市監査委員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 4 8 議案第 1 3 7 号 大仙市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 4 9 議案第 1 3 8 号 議決の変更について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 5 0 閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務調査について
- 第 1 5 1 議案第 1 3 9 号 教育委員会委員の任命について (説明・質疑・討論・表決)
- 第 1 5 2 議案第 1 4 0 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについ
て (説明・質疑・討論・表決)

第153 議案第141号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(説明・質疑・討論・表決)

出席議員(30人)

1番 橋本五郎	2番 佐藤文子	3番 小山誠治
4番 佐藤隆盛	5番 藤井春雄	6番 杉沢千恵子
7番 佐藤孝次	8番 金谷道男	9番 石塚 柏
10番 千葉 健	11番 渡邊秀俊	12番 佐藤芳雄
13番 高橋敏英	14番 竹原弘治	15番 橋村 誠
16番 武田 隆	17番 斉藤博幸	18番 菊池幸悦
19番 大坂義徳	20番 大山利吉	21番 門脇一男
22番 本間輝男	23番 児玉裕一	24番 高橋幸晴
25番 佐々木洋一	26番 大野忠夫	27番 佐々木昌志
28番 北村 稔	29番 鎌田 正	30番 藤田君雄

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

市長 栗林次美	助 役 久米正雄
教育長 笹元嘉辰	代表監査委員 田牧貞夫
総務部長	企画部長 佐々木正広
市民生活部長 高橋源一	健康福祉部長 根本正進
農林商工部長 金正行	建設部長 鎌田栄治
病院事務長 高橋大樹	水道局長 田口良邦
教育次長 相馬義雄	教育次長 毛利博信

議会事務局職員出席者

局長 田口誠一	副 参 事 高橋 薫
副 主 幹 伊藤雅裕	副 主 幹 加藤博勝
主 事 菅原直久	

午前10時00分 開 議

○議長（橋本五郎君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 本日の議事は、日程第5号をもって進めます。

○議長（橋本五郎君） 日程第1、議案第2号から日程第11、議案第39号までの11件を一括して議題といたします。

本11件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長30番藤田君雄君。はい、30番。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 本会議第4日目に当委員会に審査付託となりました事件について、去る3月13日に委員会を開催し、審議いたしましたので、その経過及び結果について順次ご報告を申し上げます。

はじめに、議案第2号「大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの議案内容説明に対し、格別なる質疑等はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第3号「大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの議案内容説明に対し、職員の勤務評定について給料表の号級が細分化されたことにより、その運用を誤らないように、また、育児休暇に関し子育て支援の不利益にならないようにとの意見がありました。

その他、2、3の質疑がありましたが、当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第4号「大仙市太田国民健康保険歯科診療所長の給与の特例及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、当局からの議案内容説明に対し、格別なる質疑等はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第5号「大仙市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの議案内容説明に対し、格別なる質疑等はなく、

採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決するべきものと決した次第でございます。

次に、議案第6号「大仙市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの議案内容説明に対し、現在の土地の保有状況についての質疑がございました。当局から、評価額2億8,291万6,286円、保有面積45,081㎡との説明がございました。

その他、格別なる質疑等はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決するべきものと決した次第でございます。

次に、議案第9号「大仙市分収林に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの議案内容説明に対し、格別なる質疑等はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決するべきものと決した次第でございます。

次に、議案第24号「大仙市人事行政運営等の状況の公表に関する条例の制定について」は、当局からの説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決するべきものと決した次第でございます。

次に、議案第25号「大仙市長長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について」は、当局からの議案内容説明を了とし、格別なる質疑等もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決するべきものと決した次第でございます。

次に、議案第34号「大仙市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について」は、当局からの議案説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり決するものとしたしました。

次に、議案第38号「財産の取得について」は、当局からの議案内容説明に対し、土地の取得方法や貸し付けの予算措置等の質疑がありましたが、財政的なこと、将来的には法人から土地を買い取ってもらう、貸付料として固定資産税相当額を考えているとの当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は同意すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第39号「大仙市と横手市との境界変更について」は、当局からの議案内容説明に対し、格別なる質疑等はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決するべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。議案第3号、「大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の討論の通告がありますので発言を許します。2番佐藤文子君。はい、2番。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 おはようございます。

私は、議案第3号、「大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、反対討論を行います。

条例案は、人事院勧告及び秋田県人事委員会の勧告に伴い、職員の給与水準を4.8%引き下げる、勤務実績をきめ細かく給与に反映させるため、現行の号級を4分割するなど主な改定案としております。

国は、行政改革の重要方針の柱に総人件費の削減を挙げ、その中で公務員の給与構造の見直しを行っておりますが、その内容は地域格差の拡大、人事評価に基づく成果主義賃金の導入、職能給強化の給料表構造の3点であります。賃金の生計費原則を投げ捨て、中央官僚を優遇し、企業規模による賃金格差を公務に持ち込み、低賃金に拍車をかけ、成果主義賃金を公務員賃金に持ち込むという改悪であります。

このような公務員の給与構造の見直しは、財界と政府が一体となって公務の市場化、人員削減と併せ、増税路線への地均しという政治的意図を持って進められているものであって、公務員の労働基本権制約の代償機能を逸脱するものであります。

また、総人件費の削減は、地方交付税の削減と連動し、地方や過疎地の行政サービスや職員の賃金は低くて良いとする地方切り捨て政府そのものであります。

また、公務員賃金の連続的な引き下げは、民間労働者の賃金水準のさらなる悪化、また、社会問題となっているフリーター、派遣労働者といった非正規職員の増大にもつながり、地域経済と自治体財政に重大な影響を与えております。

さらに、成果主義の導入は職務のチームワークや職員の働きがいにとっても甚大な影響をもたらすものであります。

以上の観点から、本案を認めるわけにはいかないものであります。

以上で討論を終わります。

○議長（橋本五郎君） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第3号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第2号、議案第4号から議案第6号、議案第9号から議案第24号、議案第25号、議案第34号及び議案第39号の9件を一括して採決いたします。本9件に対する委員長報告は原案可決であります。本9件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本9件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第38号を採決いたします。本件に対する委員長報告は同意であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第12、議案第8号から日程第40、議案第79号までの29件を一括して議題といたします。

本29件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長29番鎌田正君。29番。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君）【登壇】 ご報告いたします。

今期定例会、本会議第4日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る3月13日・14日の2日間にわたり委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過及び結果について順次ご報告いたします。

議案第 8 号「大仙市協和農村地域多目的集会施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、当局の説明に対し、質疑・討論もなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

以下、件名については省略させていただきます。

次に、議案第 10 号については、当局説明に対し、質疑・討論もなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 11 号から議案第 13 号及び議案第 16 号については、当局の説明に対し、委員より、入浴料金の上限を 500 円に改正することだが、第三セクターの判断で料金改定ができるのかとの質問に対し、当局より、料金改定は指定管理者自体が独自に値上げすることができないので、市長の承認が必要であるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本 4 件は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 14 号及び議案第 15 号については、当局の説明に対し、2、3 の質疑がありました。討論はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 17 号については、当局の説明に対し、委員より、利用料金の上限額の根拠について質問があり、当局より中里温泉の料金体系と同様の水準まで料金を合わせるためとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 26 号については、当局の説明に対し委員より、基金の積み立てが 17 年度 4 億円、18 年度から 3 億 8,000 万円ずつ、10 年で 42 億円の額が原資になることだが、それを何に充てようという意識があるのかとの質問に対し、当局より、合併特例法で限度額を 40 億円と決められておりますので、当市の場合も 40 億円が限度となる。

使い途については、基本的には果実運用型ということで示されているが、現在、市の財政が大変厳しいので、今後の使途については県・国と協議してまいりたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 28 号については、当局の説明に対し、質疑・討論もなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 35 号については、当局の説明に対し、委員から、財政見直しについて 19 年度から相当厳しい財政になる状況だが、財政を圧迫しているのは前に建てた箱も

の維持管理費、人件費などで、そういったハード的な事業に切り込んでいけるのか。また、田園交流都市の内容が非常に詳しく立てているが可能かとの質問に対し、当局より、18年度に比較して19年度以降は非常に厳しい内容で、合併前から計画されていた継続事業が現在も進んでおり、やめるわけにはいかない。基金も19年度以降は、ほとんど枯渇状況で圧迫されている状況で、今後はハード事業でも実施年度、規模等で優先順位を考慮しながら、6月までに再度実施計画に配置し直していきたい。併せて福祉的な面についても皆様にご理解いただけるレベルで制度を維持していきたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号及び議案第37号については、当局の説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号から議案第53号の14件につきましては、当局の説明に対し、委員から、指定管理者制度によって経費の削減ができるのかとの質問があり、当局より、基本的には経費節減が生まれるのは難しい。経費よりも利用しやすい環境ができると考えていかなければと思うと答弁がありました。

また、市長が社長をしている施設と指定管理者の契約を結ぶのは問題ないかとの質問に対しては、同一名称での契約は避けるということで、第三セクターは社長、大仙市は助役ということで契約を結ぶことで進めていると答弁がありました。

また、施設において直営部門と第三セクター部門があるが、直営部門は管理委託費が予算計上されており、第三セクター部門に関しては明確でなく、2年後公募して民間に委託しても赤字である施設を引き受けるかは危惧するところである。その辺、市ではどう考えているのか。最終的には市が補てんするのか、赤字が累積したときは別の方法を考えているかとの質問があり、当局より、指定管理者制度に向けて過去2回委員会を開いている。各施設の過去の決算状況を見ると、神岡の嶽の湯以外は全部赤字であり、かなり厳しい内容となっているので、早急に8月を目途にこの施設をどうするのか、その方向づけを検討してまいりたい。その上で議会の皆さんにも方向性を提示し、申し上げてご理解を得たいと思うとの答弁がありました。

ほかに2、3の質疑もありましたが、討論はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号については、当局の説明に対し、質疑・討論もなく、全会一致で

可決すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第11号を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第12号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第13号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第14号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

た。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第17号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(橋本五郎君) 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第35号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(橋本五郎君) 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第8号、議案第10号、議案第15号、議案第16号、議案第26号、議案第28号、議案第36号、議案第37号、議案第40号から議案第53号及び議案第79号の23件を一括して採決いたします。本23件に対する委員長報告は原案可決であります。本23件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本23件は原案のとおり可決されました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第41、議案第18号から日程第69、議案第83号までの29件を一括して議題といたします。

本29件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長21番門脇一男君。はい、21番。

○教育民生常任委員長(門脇一男君) 【登壇】 ご報告いたします。

今期定例会、本会議第4日に当常任委員会に審査付託となりました事件につき、去る13日から15日までの3日間にわたり常任委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第18号「大仙市すこやか子育て手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの改正内容の説明について格別なる質疑はなく、討論において、市政の目玉でもあった制度を1年で転換し、これまで無料で行ってきたものに所得制限を導入することとした本案には反対であるとの討論がありました。

採決の結果、出席委員の賛成多数をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号「大仙市老人憩の家設置条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの改正内容の説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第20号「大仙市協和老人憩いの家使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの改正内容の説明後、質疑において、使用料徴収の考え方についての質問があり、当局からは、老人憩いの家設置運営要綱で原則無料としているが、特別な施設を利用する場合には実費徴収しても差し支えないと規定しており、それに基づいたものであるとの答弁がありました。

その他、2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第23号「大仙市市民会館等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの改正内容の説明後、質疑において、使用料引き上げは利用者の低下につながらないかとの質問があり、当局からは、利用者の9割以上が勤労者で6割以上が20代・30代であることや同様の設備がある他施設の料金等も考慮した上での料金設定であるとの答弁がありました。

また、市外と市内利用者の確認方法の質問については、全体の約38%が市外利用者であり、窓口において免許証や保険証で確認しているとの答弁がありました。

その他、2、3の質疑のあと、討論において、利用者が若い世代に特定されている施設ではあるが、市内・市外を通じて料金の大幅な引き上げとなるものであり、本案には反対であるとの討論がありました。

採決の結果、出席委員の賛成多数をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第27号「大仙市受胎調節実地指導員指定証交付等手数料徴収条例の制定

について」につきましては、当局からの制定内容の説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第29号「大仙市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について」につきましては、当局からの制定内容の説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第30号「大仙市犯罪被害者等基本条例の制定について」につきましては、当局からの制定内容の説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第31号及び議案第32号の2議案につきましては、いずれも武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づいて制定されたものであり、当局からの制定内容の説明後、質疑において、協議会委員選任及び保護計画策定の時期についての質問に対して、委員の選任については計画の素案段階で任命したい。また、計画については審議会や市民との協議を踏まえ、18年度中には策定できるよう努めたいとの答弁がありました。

また、条例制定及び地方議会での議論の必要性の質問については、国・県の一連の流れの中で策定したものであり、市としてこのような選択をしたということである。また、制定しないことによる罰則やペナルティ等はないと思われるとの答弁がありました。

その他、2、3の質疑のあと、討論において、2つの条例は軍事最優先のもので、米軍・自衛隊の動向が不透明な中で自治体に戦争時の避難計画を制定させるものであり、平和憲法を守る立場から本2案には反対であるとの討論がありました。

採決の結果、可否同数となったため、委員長採決により、本2案は可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第33号「中仙町社会福祉条例及び仙北町福祉条例を廃止する条例の制定」につきましては、当局からの制定内容の説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第54号から議案第67号までの14議案につきましては、いずれも当委員会所管の施設に係る指定管理者の指定に関する議案であり、当局からの議案内容の説

明に対し、質疑において、代表者に変更があった場合の対応についての質問があり、当局からは、代表者変更の場合は新たな指定の議決は必要ないが、団体の名称変更や消滅等の一部変更があった場合には再指定の議決が必要になるとの答弁がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本14案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第73号「平成17年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について」につきましては、当局からの議案内容の説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第80号「平成18年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計への繰入れについて」につきましては、当局からの議案内容の説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第81号「平成18年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計への繰入れについて」につきましては、当局からの議案内容の説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第82号「平成18年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入れについて」につきましては、当局からの議案内容の説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第83号「平成18年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れ」につきましては、当局からの議案内容の説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第18号を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第23号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第31号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第32号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第19号、議案第20号、議案第27号、議案第29号、議案第30号、議案第33号、議案第54号から議案第67号、議案第73号及び議案第80号から議案第83号までの25件を一括して採決いたします。本25件に対する委員長報告は原案可決であります。本25件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本25件は原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第70、議案第7号から日程第82、議案第78号までの13件を一括して議題といたします。

本13件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉健君。はい、10番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 ご報告いたします。

今定例会、本会議第4日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る3月9日及び13日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第7号「大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第21号「大仙市道路占用徴収条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第22号「大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について」、この3議案について当局から条例制定の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第68号「ねむのき駐車場等に係る指定管理者の指定について」、議案第69号「太田東部地区公園等に係る指定管理者の指定について」、この2議案につきまして当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第70号「市道路線の認定、廃止及び変更について」、当局からの説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は同意すべきものと決した次第であります。

次に、議案第71号「平成17年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について」、議案第72号「平成17年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について」、議案第74号「平成18年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入について」、議案第75号「平成18年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入について」、議案第76号「平成18年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入れについて」、議案第77号「平成18年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入について」、議案第78号「平成18年度大仙市特定地域生活排水事業特別会

計への繰入について」、この7議案についても当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第7号、議案第21号、議案第22号、議案第68号、議案第69号、議案第71号、議案第72号及び議案第74号から議案第78号までの12件を一括して採決いたします。本12件に対する委員長報告は原案可決であります。本12件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本12件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第70号を採決いたします。本件に対する委員長報告は同意であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第83、議案第85号を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに総務常任委員長30番藤田君雄君。はい、30番。

○総務常任委員長（藤田君雄君） 【登壇】 ご報告申し上げます。

議案第85号「平成17年度大仙市一般会計補正予算（第9号）」について、当委員会に審査付託となりました所管する歳入、歳出予算につきましては、当局からの補正予

算の内容説明に対し、格別なる質疑はなく、当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、企画産業常任委員長 29 番鎌田正君。はい、29 番。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第 85 号「平成 17 年度大仙市一般会計補正予算（第 9 号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきまして、当局の説明のあと、質疑において、企画部関係では自治会活動支援事業費補助金 1,580 万 9 千円減額補正ということだけれども、自治会支援事業を申請された数はその質問に対し、当局より、現在把握しているのは 561 自治会で、申請があったのは 17 年度で 410 自治会であるが、大曲地区の申請が少なかったとの答弁がありました。

また、広報の様式、内容が変わってきたが、市民はどう評価しているかとの質問に対し、市民からは色合いも良く見やすいという評価をいただいているとの答弁がありました。

ほかに、赤字路線のバス対策について、温泉施設の接待について、入湯税の用途についての質問がありました。

農林商工部関係においては、商工費のうちで地域商店等活性化支援事業費補助金で 138 万 7 千円減額補正となっているが、これは使い切れなかったということか、使える状況がつかれなかったということかとの質問に対し、当局より、制度上で各種目について上限を設けたところであり、その制約により対象となる事業が狭められたということで、その関係から額面的に低いものとなってしまったという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で本案は可決すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、教育民生常任委員長 21 番門脇一男君。はい、21 番。

○教育民生常任委員長（門脇一男君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第 85 号「平成 17 年度大仙市一般会計補正予算（第 9 号）」のうち、当常任委員会に審査付託となりました所管する歳出予算につきまして、当局からの補正予算の内容説明後、質疑において、身体障害者居宅支援費の減額補正の要因についての質問があり、当局からは、利用者数の減少のほか個人の利用回数が減少したことによる減額であるとの答弁がありました。

また、ごみ集積所の統一や改善についての質問に対しては、集積所は設置場所によって集積範囲や形態が異なっている。市街地などはボックスを設置する場所の確保も難しいため、ネットを張るなどして対応しており、必ずしも一律して統一する必要はないのかとの答弁がありました。

その他、消防団員の減少について等、2、3 の質疑がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長 10 番千葉健君。はい、10 番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 ご報告申し上げます。

議案第 85 号「平成 17 年度大仙市一般会計補正予算（第 9 号）」につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第85号を原案について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第84、議案第101号から日程第88、議案第105号までの5件を一括して議題といたします。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長30番藤田君雄君。はい、30番。

○総務常任委員長(藤田君雄君) 【登壇】 ご報告申し上げます。

議案第101号「平成17年度大仙市大沢郷財産区特別会計補正予算(第1号)」から議案第105号「平成17年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算(第1号)」までの5件につきましては、関連があり、一括として議題といたしましたが、当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決するべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本五郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第101号から議案第105号までの5件を一括して採決いたします。本5件に対する委員長報告は原案可決であります。本5件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本5件は原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第89、議案第96号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長29番鎌田正君。はい、29番。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第96号「平成17年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」については、当局の説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第96号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第90、議案第86号から日程第97、議案第100号の8件を一括して議題といたします。

本8件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長21番門脇一男君。はい、21番。

○教育民生常任委員長（門脇一男君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第86号「平成17年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきましては、当局からの補正予算の内容説明後、質疑において、保険基盤安定繰入金が減額となった要因についての質問があり、当局からは、保険税の軽減額が当初の見込みより減少したことにより、県から交付される負担金が減額となったものであるとの答弁がありました。

そのほか、国保の今後の運営方針について、太田診療所の統一についてなど2、3の

質疑がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第87号「平成17年度大仙市老人保健特別会計補正予算（第3号）」につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第89号「平成17年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）」につきましては、当局からの補正予算の内容説明後、質疑において、給食センター建設に対する国の補助が事業費の5%未満しかつかないのはなぜかとの質問があり、当局からは、義務教育施設整備関係の補助事業には基準となる単価や面積が設定されている。また、今回建設する（仮称）大曲南外学校給食センターは、2階部分に研修室、見学室等の施設を取り入れていることもあり、全体の事業費に対して補助率が低くなっているとの答弁がありました。

また、給食センターの建設基金の取り崩しについての質問に対しては、今回、補正予算に継続費として設定されているもの以外の学校給食開設準備経費や確認申請等に伴う手数料、解体工事等に充当する予定であるとの答弁がありました。

その他、2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第90号「平成17年度大仙市奨学資金特別会計補正予算（第1号）」につきましては、当局からの補正予算の内容説明後、質疑において、奨学資金の貸付基準を高校生1万5千円とした時期はとの質問があり、当局からは、合併に伴い、大仙市の奨学金として1万5千円としているが、合併前に貸し付けている旧市町村分の奨学金は従前どおり継続しているとの答弁でありました。

また、奨学資金の貸与実態の質問に対しては、現在、高校・大学含めて32名に貸与している。定員や貸与額が適正かどうかについては、もう1年から2年、状況を見て結論を出したいとの答弁がありました。

その他、2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第97号「平成17年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）」につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別

なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第98号「平成17年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第99号「平成17年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第100号「平成17年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第86号、議案第87号、議案第89号、議案第90号及び議案第97号から議案第100号までの8件を一括して採決いたします。本8件に対する委員長報告は原案可決であります。本8件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本8件は原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第98、議案第88号から日程第103、議案第95号までの6件を一括して議題といたします。

本6件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉健君。はい、10番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 ご報告申し上げます。

議案第88号「平成17年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算」、議案第91号「平成17年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）」の2議案につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第92号「平成17年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第93号「平成17年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第94号「平成17年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第95号「平成17年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」の3議案に対しましても、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第88号及び議案第91号から議案第95号までの6件を一括して採決いたします。本6件に対する委員長報告は原案可決であります。本6件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本6件は原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第104、議案第107号を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに総務常任委員長30番藤田君雄君。
はい、30番。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 ご報告申し上げます。

議案第107号「平成18年度大仙市一般会計予算」について、当委員会に付託となりました所管する歳入歳出予算につきましては、当局からの説明内容に対し、歳入においては格別なる質疑はなく、歳出においては公債費の長期債利子について、また庁舎清掃委託料について、その他、2、3の質疑がありましたが、長期債利子については固定金利であり、0～2.4%の金利であること、庁舎清掃については職員も率先し行っており、経費の節減を図っている等の説明がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決するべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、企画産業常任委員長29番鎌田正君。29番。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第107号「平成18年度大仙市一般会計予算」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算について、当局より説明のあと、質疑において、企画部関係では地域枠予算の用途についての質問に対し、地域枠予算という考え方がまだ総合支所とも統一した考え方になっていない。基本的には総合支所と地域協議会が協議し、地域の活性化に関わるような事業を展開する形で自ら考えていただきたいとの答弁がありました。

また、住民の要望である組合病院の移転について前進がないが、その辺りをどのように進めていくかとの質問に対し、当局より、厚生連側として今後10年間の改築計画に入っていない。市としてもこのまま10年間改築されないと新しい機器も入れることができないのが実情で、このままにしておけないということで推進会議を立ち上げて、官

民一体となった運動を展開している。それを受けて県と厚生連の方に陳情している。厚生連の方でも早めに再度改築計画を見直して農水省の方に出して動いていただきたいということで協議しているのが実情だとの答弁がありました。

また、地域医療の病院のあり方を考えた上で方向づけできないかとの質問に対し、当局より、院長との話で病院のスタンスは二次医療を完全にやれるような医療体制にしたいとの考えを持っているようなので、病院の方と詰めてまいりたいとの答弁がありました。

内部の事務事業の評価はどのように進めていくのかとの質問に対し、当局より、内部事務事業評価はそれぞれの自治体でいろいろな手法をとられているが、できるだけ簡素で市民が見てもわかるような形での事務事業を18・19年の2年ぐらいをかけて試行できるまでもっていきたいと考えているとの答弁がありました。

首都圏ふるさと会は前年比291万6千円減額だが、18年度はどういう形でやっつけられるのかとの質問に対し、予算が大幅に減額になったのは、平成17年度は旧市町村のやり方を踏襲したので、やり方がばらばらであったのを18年度は大仙市一本化した形はまだ考えていないが、自主運営と補助金の一本化に調整を図ったため予算が大幅に減額されたとの答弁がありました。

続いて、国体準備事務局関係については、競技会場はいろいろあるけれども、地元での国体に向けた盛り上がりがない。その辺りいかがかとの質問に対し、当局より、盛り上がりについてはいろいろな方から指摘を受けている。PR不足も確かである。今後は地域ごとに実施本部を職員中心に立ち上げ、補助員をつけた形で運営していきたいとの答弁がありました。

また、国体間近になれば直接のスタッフを増員しなければならないと思うが、どうかとの質問に対し、当局からは、職員を含めた競技団体の対応については揃っている。運営体制については、役所の組織で対応し、会場地は総合支所長の責任でもってお願いする形で、今、土台づくりをしているところだとの答弁がありました。

農林商工部関係については、委員より、企業誘致振興対策費の中で企業誘致のために使える予算はどのくらいか。雇用対策、企業振興に対して予算が少ないように感じられるが、企業誘致はどういう形で攻めようとしているのかとの質問に対し、当局より、商工関係部については116万3千円が計上されていて、うち企業誘致を図るための旅費は大幅に増えている。誘致に対する姿勢は、情報を得てからでなく情報をつかんでから

訪問する形をとりたい。雇用の拡大においては、企業の規模拡大に取り組んでいる状況であるとの答弁がありました。

また、すずさやかの生産拡大に向けて市として予算的・施策的なことに対する考え方はどの質問に対し、当局からは、これからJA等において1,000町歩を目指して取り組む方向を示している。現段階では125haだが、市としましては、今後、重点的支援として、少額ではありますが75万円の予算措置をした。

今後、JAと協議しながら積極的に支援して関わっていききたいとの答弁がありました。

そのほか、農業委員会会長の交際費について、商工会の統合について、農業情報センターについて、雇用助成金について等の質問がありました。

討論はなく、採決の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

報告を等わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、教育民生常任委員長21番門脇一男君。はい、21番。

○教育民生常任委員長（門脇一男君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第107号「平成18年度大仙市一般会計予算」のうち、当常任委員会に審査付託となりました所管する歳出予算につきまして、当局からの予算の内容説明後、質疑において、市民生活部関連では、小学校6年までの医療費無料化に所得制限を設けた場合の数字的見込みの質問に対して、制度見直しによって県の制度に比べ対象者が500人程度多くなる。18年度については2,600万円ほどの減となるとの答弁がありました。健康福祉部関連では、放課後児童クラブ実施に関して、学校の空き教室を活用する考えはどの質問に対して、現在、民家借上げ、旧幼稚園、公民館などで実施しているが、余裕教室の活用については教育委員会ともよく話し合っただけで対応したいとの答弁がありました。

また、教育委員会関連では、第3子以降の給食費の免除制度廃止の背景と再実施・全市拡大の予定の質問には、要保護・準要保護児童生徒への扶助を行っており、また、体験的学習の時間、学校支援事業、芸術鑑賞事業等を手厚く充実させ、保護者の教育にかかる負担の軽減につなげたいとの答弁がありました。

そのほか、温泉ふれあい入浴事業の対象者及び制度の見直しについて、各種補助金制度の市民への周知について、保育会の組織と経営のあり方についてなどの質疑のあと、討論において、18年度予算は国の三位一体改革に伴い補助金削減、指定管理者制度による行政サービスの民営化など、制約された中で編成されたものであり、また、所得制限の導入により、各種手当・サービスの低下を招く内容となっている。国民保護法関連の予算も盛り込まれており、本案には反対であるとの討論がありました。

採決の結果、出席委員の賛成多数をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長10番千葉健君。はい、10番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 ご報告申し上げます。

議案第107号「平成18年度大仙市一般会計予算」につきましては、当局からの予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。はじめに2番佐藤文子君。はい、2番。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 私は、議案第17号、平成18年度大仙市一般会計予算に反対討論を行います。

18年度予算案は、国の三位一体改革による補助負担金及び地方交付税の削減をはじめ、行政サービスの民営化と公務員人件費削減など、行政改革の一層の推進など、国の構造改革に大きく制約されるもとの、その編成にあたっては担当者の苦労も大変であっ

たと察するところであります。

しかし、18年度は定率減税の半減や介護保険料の値上げ、高齢者の医療費保険制度の改悪による負担金の値上げ、障害者自立支援法に基づく利用者定率負担の導入など、大きな国民負担が待ち受けているわけであり、市民が安心して暮らせる行財政に、もっと力を入れるべきだと考えております。その点で当市予算では、経常経費の削減を強調し、その中で乳幼児医療費とすこやか子育て手当、介護用品支給事業や全市に拡大して実施するとした介護慰労金事業に新たに所得制限の導入を行い、また、第3子の学校給食費の免除制度も廃止するなど、市民サービスを後退させ、合併協定及び合併の目玉とする子育て支援を1年で反古にするというものであり、市民サービスの後退といえるものであります。

また、国民保護法に基づく軍事避難計画のための予算や目的や事業内容が明確とはいえない退職議員等で作るすえひろ会への補助金は、私は認められないものであります。

定率減税の半減による市民税の税収の増加、職員人件費の削減など税制改革や行革の下で生まれた財源を市民の身近な要求に応える予算編成としていただきたいということを申し上げ、反対討論を終わります。

○議長（橋本五郎君） 次に、19番大坂義徳君。はい、19番。

○19番（大坂義徳君）【登壇】 私は、議案第107号、平成18年度大仙市一般会計予算について、賛成討論を行います。

我が国経済は、輸出・生産などに見られた弱い動きを脱し、景気は穏やかな回復を続けており、企業部門の好調さが都市部を中心に所得環境の改善を通じて家計部門に普及しております。

しかしながら、国内経済がゆっくりした改善の動きを示している中において、県内経済の一部においては持ち直しの動きがあるものの、その波及効果はまだ見受けられない状況にあります。

このような状況下での平成18年度の国の予算では、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005を踏まえ、改革なくして成長なし、民間にできることは民間に、地方にできることは地方にとの方針の下、三位一体改革を推進するとともに、郵政民営化の着実な実施、金融政策の改革、総人件費改革、資産・債務改革、民間への業務開放、規制改革等を通じて小さくて効率的な政府を実現するとしています。

また、各分野において歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、構造改革を断行する

ことにより経済活性化を図るとしており、緊縮型の予算となっております。

こうした中で平成18年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が高い水準で推移していることや社会保障関係経費の自然増等により、依然として大幅な財源不足が生ずるものと見込まれております。このため地方財政計画の歳出については、国の歳出予算と歩みを一つにして徹底した見直しを図るとともに、定員の純減や給与構造改革等による給与関係の抑制や地方単独事業費の抑制を図り、これらを通じて財源不足額の圧縮と借入金の抑制を図る一方、国と地方の信頼関係を維持しながら三位一体改革を着実に推進することを基本とした地方財政対策が講じられているところであります。

こうした地方財政対策を踏まえて編成された本市の当初予算総額は443億8,950万円で、前年度当初予算に比較して2.6%の減となっております。厳しい財政事情の中ではありますが、平成18年度は大仙市として実質初めての予算であり、大仙市総合計画のスタートの年であります。このため都市基盤整備や生活環境の整備促進はもちろんのこと、地域枠予算の創設、集落営農支援センターの新設、すずさやか生産拡大事業、温泉ふれあい入浴サービス事業、知的障害者施設や老人福祉施設に対する支援、肺がん検診の全市拡大、制度として継続していくための子育て支援対策の見直し、学校生活支援事業、学習活動支援事業の拡大、また、西仙北地域の統合保育園建設事業、協和地域の統合小学校建設事業など、「人が生き、人が集う 夢のある田園交流都市」の実現に向けた各種推進経費を各分野に盛り込んだ予算となっております。

市税収入は依然として低い水準にあり、合併支援補助金の減、三位一体改革に伴う国庫補助負担金の削減、地方交付税制度の見直しや人口の減少などによる歳入全体の伸びが見込めない厳しい財源状況の中で、予算編成にあたり取り組まれた市当局の積極的姿勢とその努力に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

現下の極めて厳しい地方財政の状況においては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の重点化を図り、経常収支比率の改善をはじめとし、財政体質の健全化に努めることが急務となっております。

大仙市は誕生からようやく1年を迎えようとしておりますが、総合計画の前期5年を大仙市建設の基礎づくりの時期と位置づけ、市全体のバランスを勘案しながら新年度はその実現に向けた重要な期間でありますので、その取り組みに全力を傾注して、各分野

における重要課題の解決に向けて努力されるようご要望申し上げまして賛成討論を終わります。

○議長（橋本五郎君） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第107号を原案について採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第105、議案第110号から日程第112、議案第130号の8件を一括して議題といたします。

本8件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長30番藤田君雄君。はい、30番。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 ご報告を申し上げます。

議案第110号「平成18年度大仙市土地取得特別会計」につきましては、格別なる質疑・討論もなく、当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第124号「平成18年度大仙市内小友財産区特別会計予算」から議案第130号「平成18年度大仙市淀川財産区特別会計予算」までの7件につきましては、格別なる質疑・討論もなく、当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第110号及び議案第124号から議案第130号までの8件を一括して採決いたします。本8件に対する委員長報告は原案可決であります。本8件は、委員

長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本8件は原案のとおり可決されました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第113、議案第119号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長29番鎌田正君。はい、29番。

○企画産業常任委員長(鎌田 正君) 【登壇】 ご報告いたします。

議案第119号「平成18年度大仙市農業集落排水事業特別会計予算」については、当局の説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長(橋本五郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第119号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第114、議案第108号から日程第122、議案第131号までの9件を一括して議題といたします。

本9件に関して、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長21番門脇一男君。はい、21番。

○教育民生常任委員長(門脇一男君) 【登壇】 ご報告いたします。

議案第108号「平成18年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算」につきまして

は、当局からの予算の内容説明後、質疑において、繰越金が大きく減額となる理由、積算根拠についての質問があり、当局からは、税収入が未確定段階での予算であり、17年度と同額を計上している。額が確定した段階で補正対応したいとの答弁がありました。

また、納税相談等の実施実績については、年3、4回実施しており、税の減免についても申請があればすぐに対応しているとの答弁がありました。

そのほか、資格証明書、短期証明書の発行実績についてなど2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第109号「平成18年度大仙市老人保健特別会計予算」につきましては、当局からの予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第112号「平成18年度大仙市学校給食事業特別会計予算」につきましては、当局からの予算の内容説明後、質疑において、各給食センターで異なっている臨時職員等の待遇と今後の統一予定はどの質問があり、当局からは、臨時職員等は旧市町村の方式をそのまま引き継いだものであり、待遇の面では異なっている。協会方式をとっている施設と全面業者委託している施設については、当面の間、現行どおり運営していきたいと考えているが、そのほかの直営施設については現在検討中であるとの答弁がありました。

そのほか、2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第113号「平成18年度大仙市奨学資金特別会計予算」につきましては、当局からの予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第120号「平成18年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計予算」につきましては、当局からの予算の内容説明後、質疑において、制度改正で自己負担額が増となったことに伴う利用者数の減少についての質問があり、当局からは、集団感染によるサービスの一時停止に伴う歳入の減はあったものの、各施設とも法改正による利用者の減は見られないとの答弁がありました。

また、臨時職員の待遇についての質問に対しては、施設の臨時については介護または保育する立場にあり、欠くことのできない人力であるため、なくすことのないよう当局

とも協議していききたいとの答弁がありました。

そのほか、施設の法人化について、入所待機者の状況についてのほか、2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第121号「平成18年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計予算」につきましては、当局からの予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第122号「平成18年度大仙市老人デイサービス事業特別会計予算」につきましては、当局からの予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第123号「平成18年度大仙市スキー場事業特別会計予算」につきましては、当局からの予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第131号「平成18年度市立大曲病院事業会計予算」につきましては、当局からの予算の内容説明に対し、質疑において、治療棟に変えたことによる診療報酬の上昇はとの質問に対し、もともと診療単価が低いのに加え、医療費改定によってさらに下がるものと見込まれるとの答弁がありました。

そのほか、2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第108号、議案第109号、議案第112号、議案第113号、議案第120号から議案第123号及び議案第131号までの9件を一括して採決いたします。本9件に対する委員長報告は原案可決であります。本9件は、委員長報告のとおり

決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本9件は原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第123、議案第111号から日程第129、議案第132号までの7件を一括して議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉健君。10番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 報告申し上げます。

議案第111号「平成18年度大仙市土地区画整理事業特別会計予算」につきまして、当局からの予算の内容説明に対し、土地区画整理事業は計画再検討後に計画された事業費内で収まる予定なのかとの質問があり、これに対し当局からは、事業費内で収まる予定であり、平成18年度中には事業の計画見直しも検討していると答弁がありました。

そのほか、2、3の質疑もありましたが、当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第114号「平成18年度大仙市宅地造成事業特別会計予算」につきましては、当局からの予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第115号「平成18年度大仙市簡易水道事業特別会計予算」につきましても、当局からの予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第116号「平成18年度大仙市公共下水道事業特別会計予算」につきましても、予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第117号「平成18年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」、議案第118号「平成18年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計予算」の2議案につきましても、当局の予算内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第132号「平成18年度大仙市上水道事業会計予算」につきましては、当局からの予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第111号、議案第114号から議案第118号及び議案第132号までの7件を一括して採決いたします。本7件に対する委員長報告は原案可決であります。本7件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本7件は原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） この際、昼食のため、暫時休憩いたします。再開は午後1時であります。

午前11時51分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○議長（橋本五郎君） 日程第130、請願第2号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長29番鎌田正君。はい、29番。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君）【登壇】 ご報告いたします。

請願第2号「刈和野大綱引き伝承館（仮称）の建設に関すること」については、当局から意見を求めたあと、質疑を行い、委員より、地域の特色ある行事で500年以上も続いていることはすばらしいと思うが、箱ものは維持管理費がかかり厳しいものがある

との意見がありましたが、討論はなく、採決の結果、請願者の願意を妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより請願第2号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は採択することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第131、陳情第8号から日程第134、陳情第19号までの4件を一括して議題といたします。

本4件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長30番藤田君雄君。はい、30番。

○総務常任委員長（藤田君雄君） 【登壇】 継続審査となっておりました陳情2件及び本会議、第4日目に当委員会に付託されました陳情2件について審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

はじめに、継続審査となっておりました陳情第8号「庶民大增税の中止を求めることについて」は、審査の結果、国及び地方の財政事情が厳しいときであり、また、行財政改革も進められていることから、採択には反対の意見があり、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は不採択とすべきものと決した次第でございます。

次に、同じく継続審査となっておりました陳情第15号「法務局の増員に関することについて」は、審査の結果、国・地方ともに公務員の削減に努めている時期でもあり、それよりも行政サービス機関として改善していただく方が先ではないかという意見があ

り、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は不採択とすべきものと決した次第で
ございます。

次に、陳情第17号「地方交付税、地方財政の確保を求めることについて」は、審査
において、地方財政が厳しい状況下、その願意は妥当であるので、採択すべきとの意見
があり、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は採択すべきものと決した次第で
ございます。

次に、陳情第19号「公共サービスの容易な民間開放は行わず、充実を求めること
について」は、審査において、民間の活用や公務員の削減は国・地方ともに厳しい財政事
情の中で必要なことであり、採択には反対の意見があり、採決の結果、出席委員の一致
をもって、本件は不採択とすべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませ
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、陳情第8号を採決いたします。この採決は起
立によって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択するこ
とに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決しま
した。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第15号を採決いたします。この
採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採
択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決しま
した。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第17号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は採択することに決しました。

次に、議題となっております案件中、陳情第19号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(橋本五郎君) 起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決しました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第135、陳情第20号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長29番鎌田正君。はい、29番。

○企画産業常任委員長(鎌田 正君) 【登壇】 ご報告いたします。

陳情第20号「地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求めることについて」は、当局より意見を求め、慎重審査の結果、陳情者の願意を妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長(橋本五郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 討論なしと認めます。

これより陳情第20号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は採択することに決しました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第136、陳情第9号及び日程第137、陳情第10号の2件を一括して議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長21番門脇一男君。はい、21番。

○教育民生常任委員長(門脇一男君) 【登壇】 ご報告いたします。

閉会中の継続審査となっておりました陳情第9号「介護保険の改善を求めることについて」につきましては、施設入所者への居住費及び食費の徴収や通所系サービスの食事提供加算の廃止などの介護保険法改定は、利用者の負担増を強いるものであるため、市として介護手当の支給や自己負担の軽減、通所サービス利用者に対する食事代補助など独自の減免制度を設けていただきたいとの趣旨であります。

採決の結果、出席委員の賛成少数をもって、本件は不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、同じく閉会中の継続審査となっておりました陳情第10号「社会保障充実と最低保障年金制度創設を求めることについて」につきましては、医療費や介護費用の負担増、年金課税の強化などによって高齢者の生活が厳しい状況にあることを受け、指定都市市長会及び年金者組合が主張する最低保障年金制度創設や介護保険・医療制度充実を促す意見書を国に提出していただきたいとの趣旨であります。

採決の結果、出席委員の賛成少数をもって、本件は不採択とすべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本五郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、陳情第9号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立少数であります。よって、本件は不採択することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第10号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立少数であります。よって、本件は不採択することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第138、陳情第18号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉健君。はい、10番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君） 【登壇】 報告いたします。

陳情第18号「道路改良並びに舗装に関することについて」につきましては、市道長瀬9号線を早期に道路改良並びに舗装工事を実施していただきたいとの趣旨であります。

審査の結果、現地を調査し、検討を要するとの意見があり、出席委員の一致をもって、本件は閉会中の継続審査とすべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（橋本五郎君） お諮りいたします。陳情第18号については、ただいまの委員長報告のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第139、意見書案第11号を議題といたします。

本件は、30番藤田君雄君ほか5名から提出されております。よって、本件は会議規則第14条に規定する要件を満たしております。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第11号については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明及び委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件については提案理由の説明及び委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 討論なしと認めます。

これより意見書案第11号について採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第11号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第141、意見書案第12号を議題といたします。

本件は、29番鎌田正君ほか6名から提出されております。よって、本件は会議規則第14条に規定する要件を満たしております。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第12号については、会

議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明及び委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件については提案理由の説明及び委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 討論なしと認めます。

これより意見書案第12号について採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第12号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第141、意見書案第13号を議題といたします。

本件は、10番千葉健君ほか6名から提出されております。よって、本件は会議規則第14条に規定する要件を満たしております。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第13号については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明及び委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件については提案理由の説明及び委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 私は、意見書案第13号、道路特定財源制度の堅持を求める意見書の提出について、反対の立場から討論をいたします。

意見書案では、道路特定財源制度の堅持を求めるその必要性について、豪雪地帯での通行の確保、日常生活に欠かせない生活道路の整備、雪や災害に強い道路の整備、交通安全対策の充実、高齢者や障害者に配慮した歩行空間の整備を挙げております。

このような地域に密着した道路整備や維持補修に揮発油税や自動車重量税を財源とする道路特定財源が正しく使われているのでしょうか。全体の公共事業が減少する中で道路予算が減らされておりますけれども、国の道路予算の内容を見ますと、地域生活密着道路予算はマイナス10%と大幅に減らす一方で、採算の取れない高速道路も含め、高速道路は計画どおり建設し、予算規模も昨年並としています。

また、三大都市圏環状道路の整備費は22%も増やすなど、大企業奉仕の重点予算になっているわけであります。

こうした大型道路建設事業の温床となっているのが道路特定財源であります。

一方、道路特定財源は全体の道路予算が減少する中で、特定財源も余ってきている状態があり、その見直しが必要なことから一般財源化を図ろうとする流れが政府の流れにもなっているわけであります。公共事業を見直し、一般財源化を進めることこそ地域生活密着型の公共事業費の支障になるのではないかということを申し述べ、反対討論を終わります。

○議長（橋本五郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第13号について採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第13号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第142、意見書案第14号を議題といたします。

お諮りいたします。本件は全議員の提案でありますので、提案理由の説明、委員会への付託、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件については提案理由の説明、委員会への付託、質疑及び討論を省略することに決しました。

これより意見書案第14号について採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第14号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第143、意見書案第15号を議題といたします。

本件は、30番藤田君雄君ほか6名から提出されております。よって、本件は会議規

則第14条に規定する要件を満たしております。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第15号については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明及び委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件については提案理由の説明及び委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。はい、2番。

○2番(佐藤文子君) 私は、意見書案第15号、「事業仕分け」による行政の効率化を求める意見書に反対の立場で討論を申し上げます。

意見書の目的を530兆円にも膨らんだ国債残高に見られるように、劇的な財政の健全化のためには歳出の徹底した見直しによる削減が必要であり、そのためには小さくても効率的な政府を目指し、全事業を不要、民間委託、他の行政機関の仕事、引き続きやるべき事業の4つの事業仕分けにより行政事業の減量化、民間開放の推進を図るというものであります。

この事業の仕分けは、小泉首相が郵政民営化に続き、小さくても効率的な政府をつくるための重要課題として位置づけ、行政改革の重要方針に盛り込まれた総人件費改革、いわゆる総人件費削減の実効計画の手法であります。

行政は民主的かつ効率的であるべきであり、国民から見て無駄な仕事を整理するのは当然であります。そのために民間関係者の意見を反映することは一般的に否定すべきことではありませんが、民間というのが、ここでいわれているのが国民ではなく民間の大企業になってしまう恐れがあるということでもあります。福祉サービスなどが安かろう、悪かろうになってしまうことも考えられます。住民サービスの向上が目的ではなく、企業の儲け口になる民間開放、企業への規制を緩和して企業活動がやりやすくなるようにするといったことが目的になってしまえば、国民の利益や安全が軽視されることは昨年のJR西日本の事故、耐震偽装の底なしの広がりなどからも明らかであります。

そもそもこの小さな政府論は、経済財政諮問会議の日本21世紀ビジョンに示された

ものであり、国・地方あげて本格的に推進する地方行革を財界は40兆円のビジネスチャンスとして強力に民間開放を進めようとしてきているものであり、21世紀戦略の柱として位置づけられてきているのであります。

このような小さな政府論に基づく行政改革の一環として行われる事業仕分けは、公務員削減によって結果的に国民のサービスの切り捨て、後退につながるものであり、賛成できるものではありません。

以上で討論を終わります。

○議長（橋本五郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第15号について採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第15号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第144、議案第133号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米助役。

○助役（久米正雄君）【登壇】 議案第133号、大仙市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、合併後の新市の人口規模等を勘案し、今般、市議会議員の報酬月額の見直しを行うこととして、条例に所要の改正を加えるほか、非常勤特別職の費用弁償の支給に関する規定の整備を実施するものであります。

改正の内容であります。まず報酬月額の改定につきましては、人口規模が類似する

団体の状況や市の面積、人事院勧告の内容などを参酌し、議長については7万円引き上げ月額51万円と、副議長については6万4千円引き上げ月額46万6千円と、議員については5万8千円引き上げ月額43万2千円とするものでありますが、当市の財政状況を勘案し、平成18年度の支給額については改定後の報酬月額から5%減額し、議長については2万6千円減の48万4千円、副議長については2万4千円減の44万2千円、議員については2万2千円減の41万円とするものであります。

なお、この報酬改定につきましては、去る3月15日開催の大仙市特別職報酬等審議会に諮問し、原案妥当との答申を得ております。

次に、費用弁償の支給に関する改正であります。先程の本会議で議決をいただきました議案第2号の非常勤特別職と同様、支給の根拠条文に疑義が生ずる恐れがあることから、今般この条文を見直し、自宅を起点とした本会議への出席などの場合については、日当2千円に加え、往復距離が4km未満の場合を除き、1km当たり20円の車賃を支給する条文を新たに規定する改正を行うものであり、本年4月1日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしく審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第133号は、総務常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第145、議案第134号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米助役。

○助役（久米正雄君）【登壇】 議案第134号、大仙市長及び助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、市議会議員の報酬と同様、去る3月15日開催の大仙市特別職報酬等審議会において原案妥当との答申をいただき、市長及び助役の給料月額を改定するものであります。

改正の内容であります。市長については8万円引き上げ、月額97万2千円と助役については4万9千円引き上げ、76万7千円とするものでありますが、当市の財政状

況を勘案し、平成18年度の支給については、改定後の給料月額から、市長については10%減額し、9万8千円減の87万4千円、助役については8%減額し、6万2千円減の70万5千円とするものであり、本年4月1日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第134号は、総務常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第146、議案第135号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米助役。

○助役（久米正雄君）【登壇】 議案第135号、大仙市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、市長、助役の給料月額の改定に倣い、教育長の給料月額を2万9千円引き上げ、月額69万1千円とするものであります。同様に当市の財政事情を勘案し、平成18年度の支給については、改定後の給料月額から6%減額し、4万2千円減の月額64万9千円とするものであり、本年4月1日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第135号は、総務常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第147、議案第136号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米助役。

○助役（久米正雄君）【登壇】 議案第136号、大仙市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、議案第135号と同様に、市長及び助役の給料月額の改定に倣い、常勤監査

委員の給料月額を1万9千円引き上げ、月額6万2千3百円とするものでありますが、これについても同様に当市の財政状況を勘案し、平成18年度の支給については改定後の給料月額から5%減額し、3万2千円減の5万9千1百円とするものであり、本年4月1日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第136号は、総務常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第148、議案第137号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米助役。

○助役（久米正雄君）【登壇】 議案第137号、大仙市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、平成18年度から地方自治法第100条第13項及び第14項の規定に基づき、市議会の会派に対し政務調査費を交付することとして、その額及びその交付方法等について定める条例を制定しようとするものであります。

条例の概要であります。政務調査費の交付対象を所属議員が1人の場合を含む市議会の会派とし、議員1人当たり月額1万円の政務調査費を会派の代表者の請求により、年1回一括交付することとしているほか、年の途中で新たに会派が結成された場合については、結成日が4月1日の場合は4月から、それ以外の場合は結成月の翌月分から交付することとしております。

また、会派は政務調査費に関する経理責任者を置き、会計帳簿の作成や領収書等の書類を整理・保管し、経理状況を明確にしておかなければならないこととしております。

このほか、所属議員数の異動に伴う調整、使途基準、収支報告書の提出・保存、政務調査費の返還等について規定することとしており、本年4月1日から施行するものであります。

なお、この政務調査費の額につきましても、去る3月15日開催の大仙市特別職報酬等審議会に諮問し、原案妥当との答申をいただいたものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第137号は、総務常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第149、議案第138号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米助役。

○助役（久米正雄君）【登壇】 議案第138号、議決の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、平成17年第3回市議会臨時会において議決をいただき、現在、工事が進められている神岡地域のまちづくり交付金事業・中央公園屋内多目的施設建築工事について、今冬の豪雪により現場内の除雪が追いつかず、工程に大きな遅れが生じており、受託業者からの願いがあったことから、今般、議決事項のうち、工期の変更をお願いするものであります。

変更の内容であります。議決をいただいた締結した契約における工期は平成18年3月30日までとなっておりますが、これを平成18年7月31日まで延長するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第138号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第150、閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務の調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元に配付のとおり、会議規則第97条第1項及び第103条の規定により、継続審査及び所管事務の調査について、審査及び調査が終了するまで継続して

審査及び調査いたしたいとの申し出があります。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、各委員会の継続審査及び所管事務の調査は、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることに決しました。

○議長（橋本五郎君） この際、委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後 1時42分 休 憩

.....

午後 2時31分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 日程第144、議案第133号から日程第148、議案第137号までの5件を一括して再び議題といたします。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長30番藤田君雄君。はい、30番。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 本日の本会議において、当委員会に審査付託となりました事件について、休憩中に審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告を申し上げます。

はじめに、議案第133号「大仙市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第136号「大仙市監査委員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の4件については関連がございますので、一括してご報告を申し上げたいと思います。

本4件につきましては、当局からの議案内容説明に対し、特別職報酬等審議会に諮られたものであり、審議会の妥当という答申を尊重すべきとし、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本4件は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第137号「大仙市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について」は、当局からの議案の内容説明に対し、使途基準についての質問がありましたが、規則により細部について規定するとの説明がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した

次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第133号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第134号を採決いたします。本件に関する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第135号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第136号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第137号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(橋本五郎君) 日程第149、議案第138号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉健君。はい、10番。

○建設水道常任委員長(千葉 健君) 【登壇】 ご報告いたします。

休憩前の本会議において、当委員会に審査付託となりました事件につき、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第138号「議決の変更について」につきましては、当局からの内容説明後、現時点で7割完成との説明であるが、7月31日までに延期しなければならない理由は何か、との質疑があり、当局からは、別途で幕張り工事も発注しており、この工事は天候にも左右されることがある。本体工事は6月末で終わる予定であるが、この幕張り工事との関連もあり、工事の安全性と余裕を配慮して工期の期限を7月末としたとの答弁がございました。

その他、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は同意すべきものと決した次第であります。

す。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長(橋本五郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第138号を採決いたします。本件に対する委員長報告は同意であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は、同意することに決しました。

○議長(橋本五郎君) 日程第151、議案第139号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長(栗林次美君) 【登壇】 議案第139号、教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本案は、当教育委員会委員5名のうち、1年任期委員として任命している笹元嘉辰氏から、本年度末をもって職を辞したい旨の願いがあり、これを了承することとして、今般、議案記載のとおり、新たに三浦憲一氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、今回任命する委員の任期につきましては、前任者の在任期間となりますので、本年6月30日までとなります。

以上、ご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(橋本五郎君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第139号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第139号を採決いたします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は、同意することに決しました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第152、議案第140号及び日程第153、議案第141号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長(栗林次美君) 【登壇】 議案第140号及び議案第141号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本2件につきましては、当市人権擁護委員28名のうち、来たる6月30日をもって大曲地域の佐々木眞一氏と中仙地域の田口貞蔵氏の任期が満了することから、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から推薦依頼がありましたので、議案記載のとおり佐々木氏については再推薦とし、田口氏については年齢75歳の国の再推薦基準の上限を超えていることから、新たに高畠良市氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(橋本五郎君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第140及び議案第141号の2件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本2件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第140号を採決いたします。
本件は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は、同意することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第141号を採決いたします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は、同意することに決しました。

○議長(橋本五郎君) この際、笹元教育長からの発言の申し出があります。これを許します。笹元教育長。

○教育長(笹元嘉辰君) 【登壇】 貴重なお時間をいただきまして、御礼を申し述べさせていただきます。

私こと、この3月31日をもって退任させていただくことをご承諾いただきまして誠にありがとうございました。

旧大曲市時代を含めまして、この任6年間で行ってまいりました。その間、議員の皆様からは、本当にあったかいご支援、そしていろんなご指導をいただきまして本当に感謝を申し上げます。御礼を申し上げます。ありがとうございました。

私の在任中、大きな事故で子供を失うこともなく、亡くなった子供もいなかったということが職務上の私の無償の喜びで行ってまいりました。

教育も本当にいろいろ複雑で難しい局面に至っております。大仙市のこれから強化しなければいけないことと等を挙げてみますと、本当に十指に挙がるほどございます。その中で特に4点を述べさせていただくとすれば、1点目は「適正な学校規模と学校数」であります。2点目は「地域をあげての子供の安全確保」であります。そして3つ目は「大仙市の主体的な学校教育と社会教育」であります。そして4つ目は「就学前の保育

教育の充実・強化」であります。何といたっても心豊かな、あったかい人間が集う大仙市でありたいと、このように念願してございます。まちづくりは究極人づくりでございます。どうか今後とも教育に対しまして大きなご支援を賜りますように切望いたしまして、これまでの御礼とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） 笹元教育長には、6年間本当にご苦労様でございました。退任後も健康に留意しながら、一市民としての大仙市にご指導賜れば有り難いなど、本当にご苦労様でございました。

○議長（橋本五郎君） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成18年第1回大仙市議会定例会を閉会いたします。

本当に長い間、ご苦労様でございました。

午後 2時48分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員